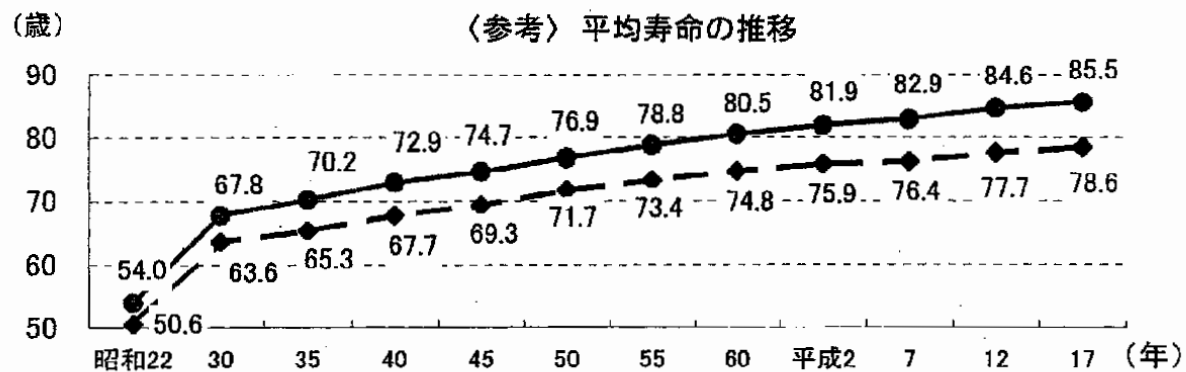


相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化に伴い、相続人も高齢化しているものと考えられる。

被相続人の年齢	課税年分	元年	6年	11年	16年	6年⇒16年
80歳以上	〔子の年齢は、50歳代以上が中心〕	38.9 %	44.2 %	47.0 %	52.6 %	8.4 ポイント
70歳～79歳	〔子の年齢は、40歳代が中心〕	30.2 %	28.1 %	30.4 %	30.1 %	2.0 ポイント
60歳～69歳	〔子の年齢は、30歳代が中心〕	18.7 %	18.2 %	14.1 %	10.4 %	▲7.8 ポイント
59歳以下	〔子の年齢は、20歳代以下が中心〕	11.5 %	8.9 %	8.2 %	6.9 %	▲2.0 ポイント
不詳		0.7 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.7 ポイント
合計		100 %	100 %	100 %	100 %	

(備考)主税局調べによる。

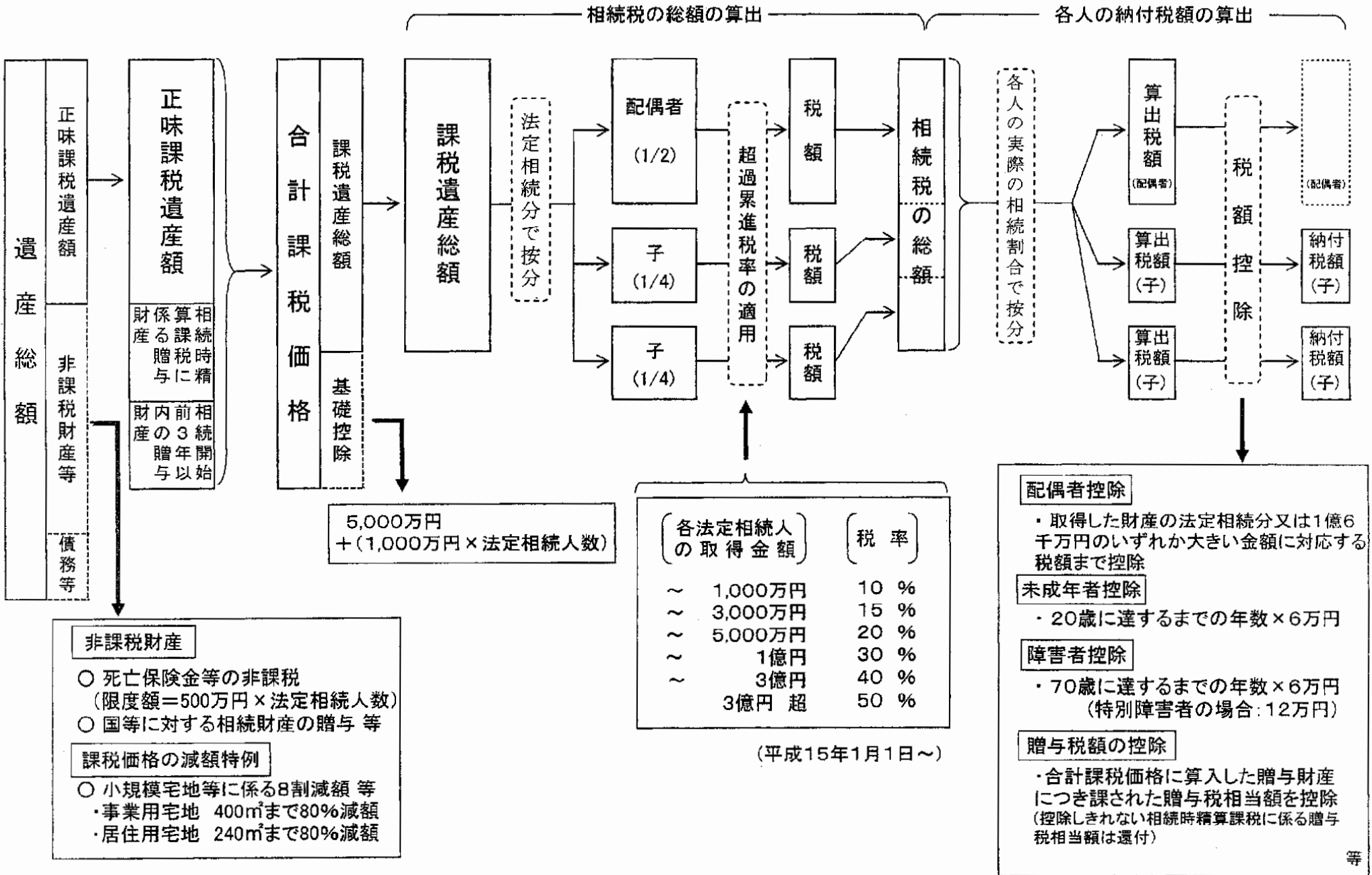


相続税の課税方式の類型

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	現行制度（法定相続分課税方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式 贈与については、贈与者課税	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式を基本として、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス（昭25～32日本）	日本（昭33～）
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	① 累進税率の緩和を企図した仮装分割への対応 ② 農業や中小企業の資産等分割が困難な資産の相続への配慮 といった観点から、実際の遺産分割の状況により負担に大幅な差異が生じることを防止するという考え方
特色	遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 （個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。）	個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 （遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる。）	それぞれの方式の長所を採り入れている。但し、 ① 自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。（したがって、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する。） ② 相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。 ③ 居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される。

相続税の仕組み

(相続人が配偶者+子2人の場合)

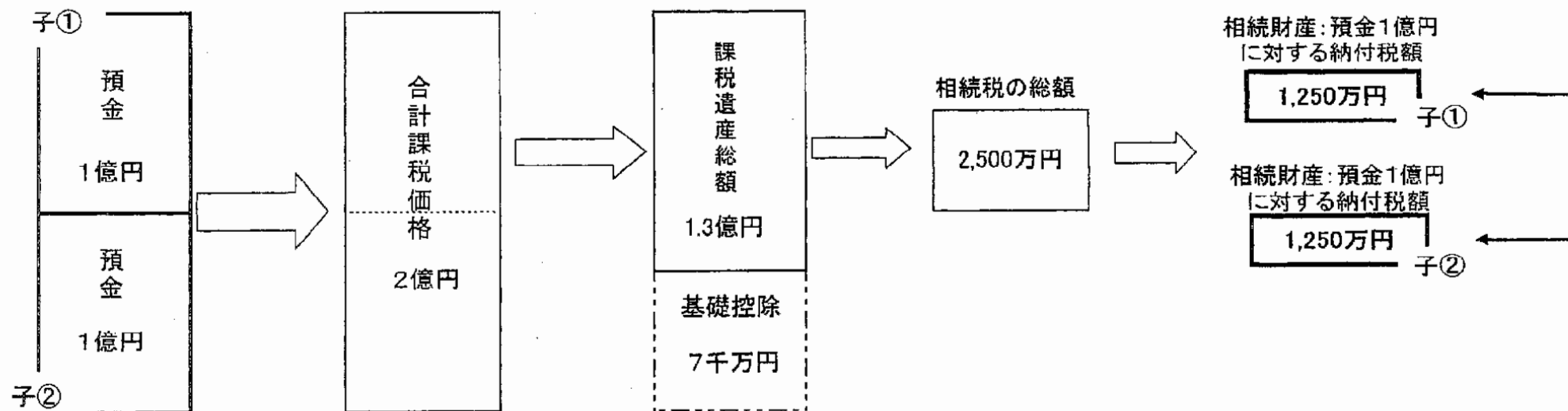


現行課税方式の検証①(法定相続人数と1人当たり相続税負担額の関係)

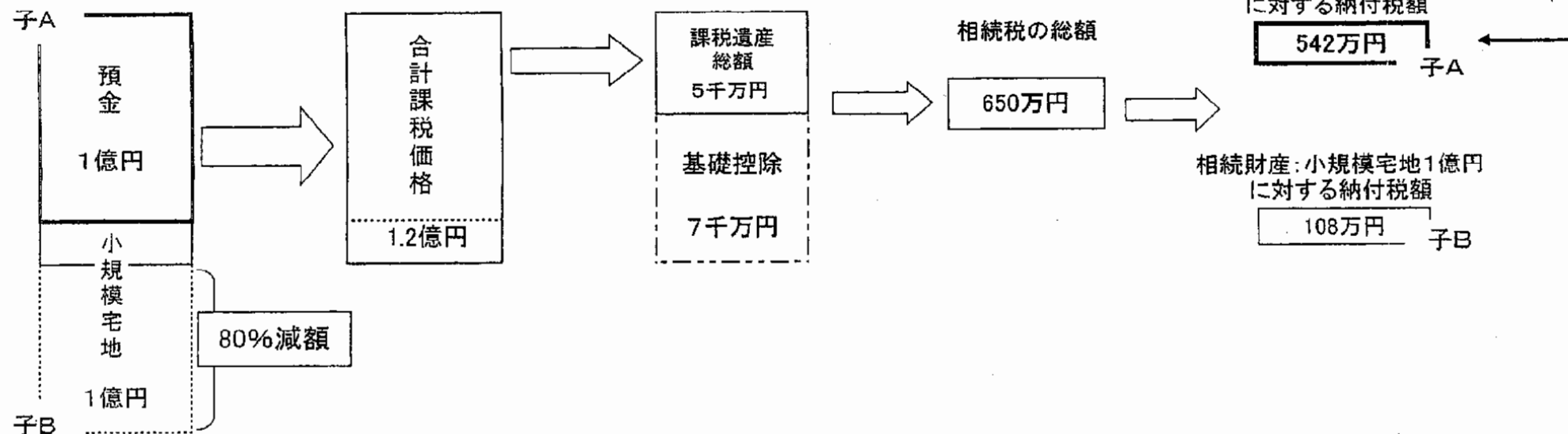
法定相続人数		1人	2人	3人	4人	5人
基礎控除 (5000万円+法定相続人数×1000万円)		6000万円	7000万円	8000万円	9000万円	10000万円
法定相続人1人当たり基礎控除		6000万円	3500万円	2667万円	2250万円	2000万円
各相続人が1億円ずつ相続した場合	総遺産額 (1億円×法定相続人数)	1億円	2億円	3億円	4億円	5億円
	相続税の総額	600万円	2500万円	4500万円	6500万円	8500万円
	相続人1人当たり相続税額	600万円	1250万円	1500万円	1625万円	1700万円
	各人の相続分(1億円)に対する負担率	6%	12.5%	15%	16.3%	17%

現行の課税方式の検証②(小規模宅地の課税価格の特例と相続税負担額)

〈ケース1:子2人で預金2億円をそれぞれ1億円ずつ相続〉



〈ケース2:子2人で預金1億円と小規模宅地1億円をそれぞれ相続〉



(注) ケース2の納付税額は、相続税の総額(650万円)を子Aの預金1億円と、子Bの小規模宅地2,000万円(80%減額後)の比率で按分して計算

同族株式を有する者の相続財産の構成状況

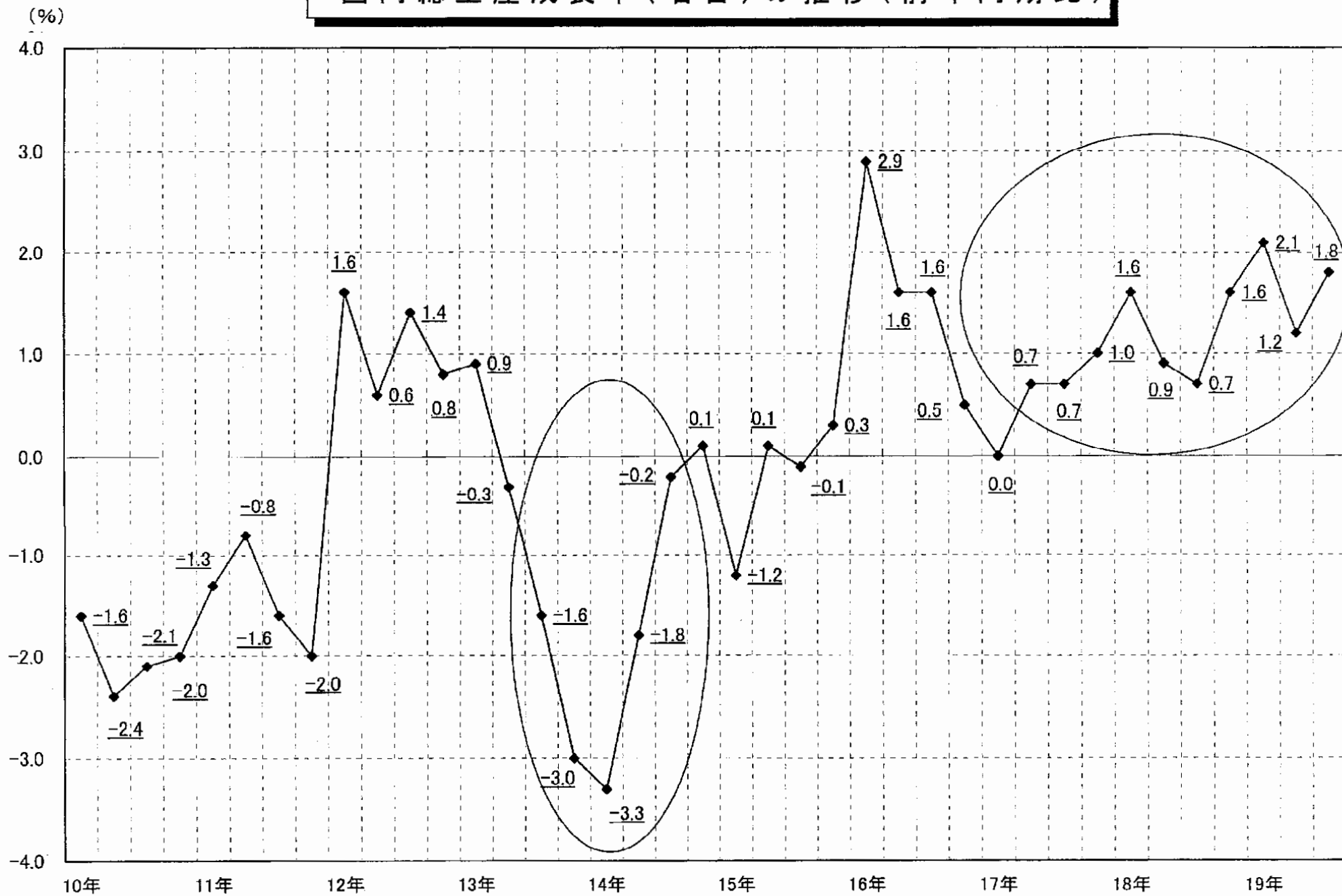
	区 分	同族株式を有する者				全 体			
		件 数	金 額			件 数	金 額		
			1件当たり (千円)	合 計 (百万円)	構成比 (%)		1件当たり (千円)	合 計 (百万円)	構成比 (%)
	(件)				(件)				
財 産 構 成 状 況	(a) 土 地	7,206	135,841	978,868	35.6	41,599	140,142	5,829,776	53.2
	(b) 家 屋	6,798	20,130	136,844	5.0	39,562	14,995	593,248	5.4
	(c) 事業用財産	1,046	12,368	12,937	0.5	8,506	6,443	54,806	0.5
	(d) 同 族 株 式	7,535	50,600	381,271	13.9	8,765	43,723	383,229	3.5
	(e) その他の有価証券	5,736	47,913	274,829	10.0	-	-	866,375	7.9
	(f) 現金・預金等	7,527	72,170	543,222	19.8	43,213	50,379	2,177,025	19.9
	(g) 生命保険金	2,089	40,739	85,103	3.1	8,959	35,236	315,679	2.9
	(h) 退職 金	2,008	65,121	130,764	4.8	3,709	48,083	178,338	1.6
	(i) その他の財産	7,341	27,662	203,065	7.4	-	-	550,348	5.0
	(j) 合計 ((a)～(i)の計)	実件数 7,535	364,552	2,746,903	100.0	実件数 43,466	251,894	10,948,825	100.0
1 件 当 た り の 価 格	(k) 総 遺 産 価 額	364,552 千円				251,894 千円			
	(l) 流 動 性 資 産 ((e)+(f)+(g)+(h))	(l)/(k)	37.6 %			(l)/(k)	32.3 %		
	(m) 納 付 税 額	49,907 千円				24,469 千円			
	(n) 流動性財産と納付税額 との比較 ((m)/(l))	36.4 %				30.1 %			

(注1) 実件数は、(a)～(i)2ヶ所以上該当がある場合、被相続人1人につき1件としてカウントしたものである。

(注2) 全体の「その他の有価証券」及び「その他の財産」欄は、複数の項目の合計であり件数が重複することから記載していない。

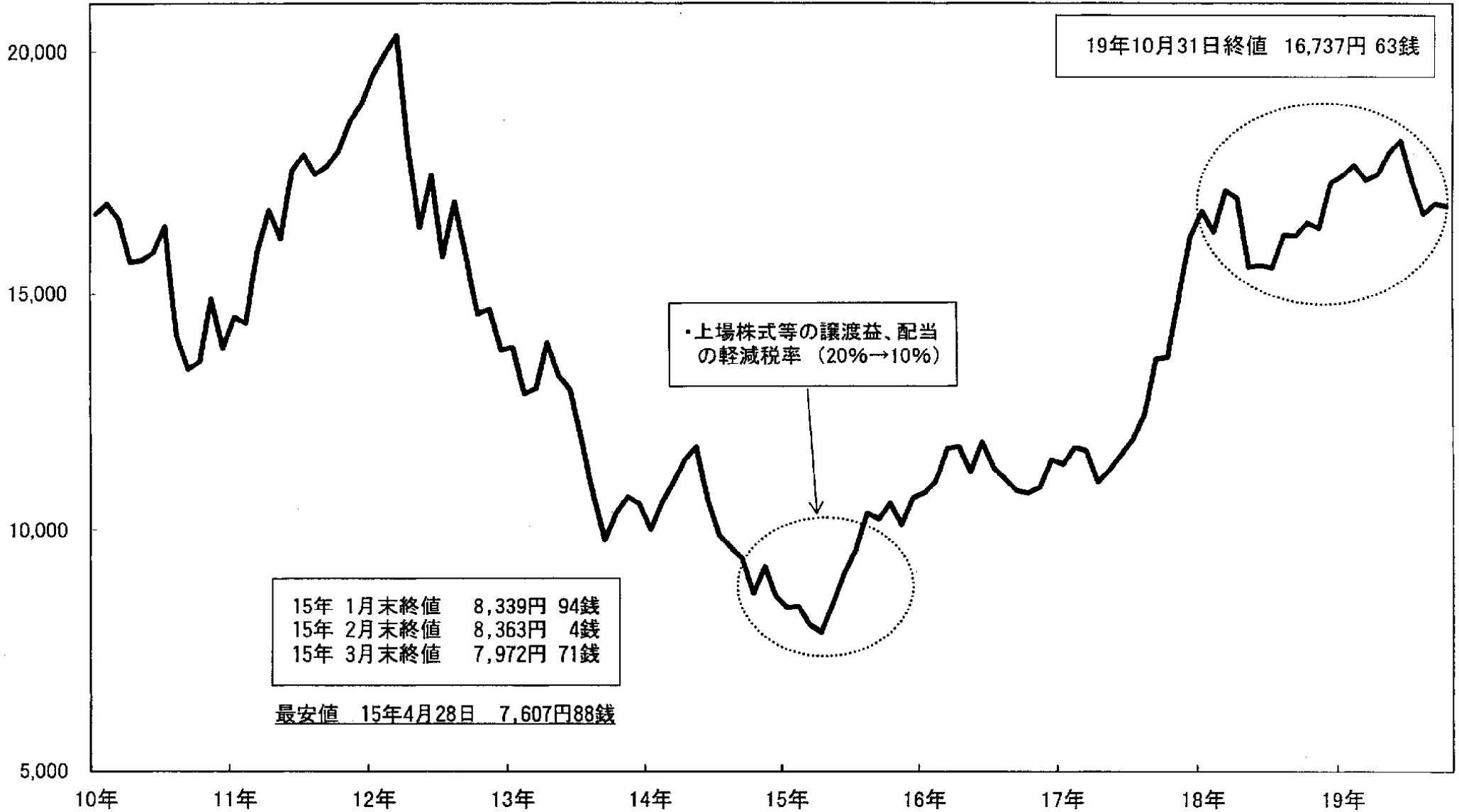
(注3) 「同族株式を有する者」欄は、平成16年分相続税の申告において相続財産に同族会社株式を含む者(配当還元方式のみの者を除き、税額のある者に限る)について主税局において集計したものであり、「全体」欄は、国税庁統計年報書による。

国内総生産成長率(名目)の推移(前年同期比)

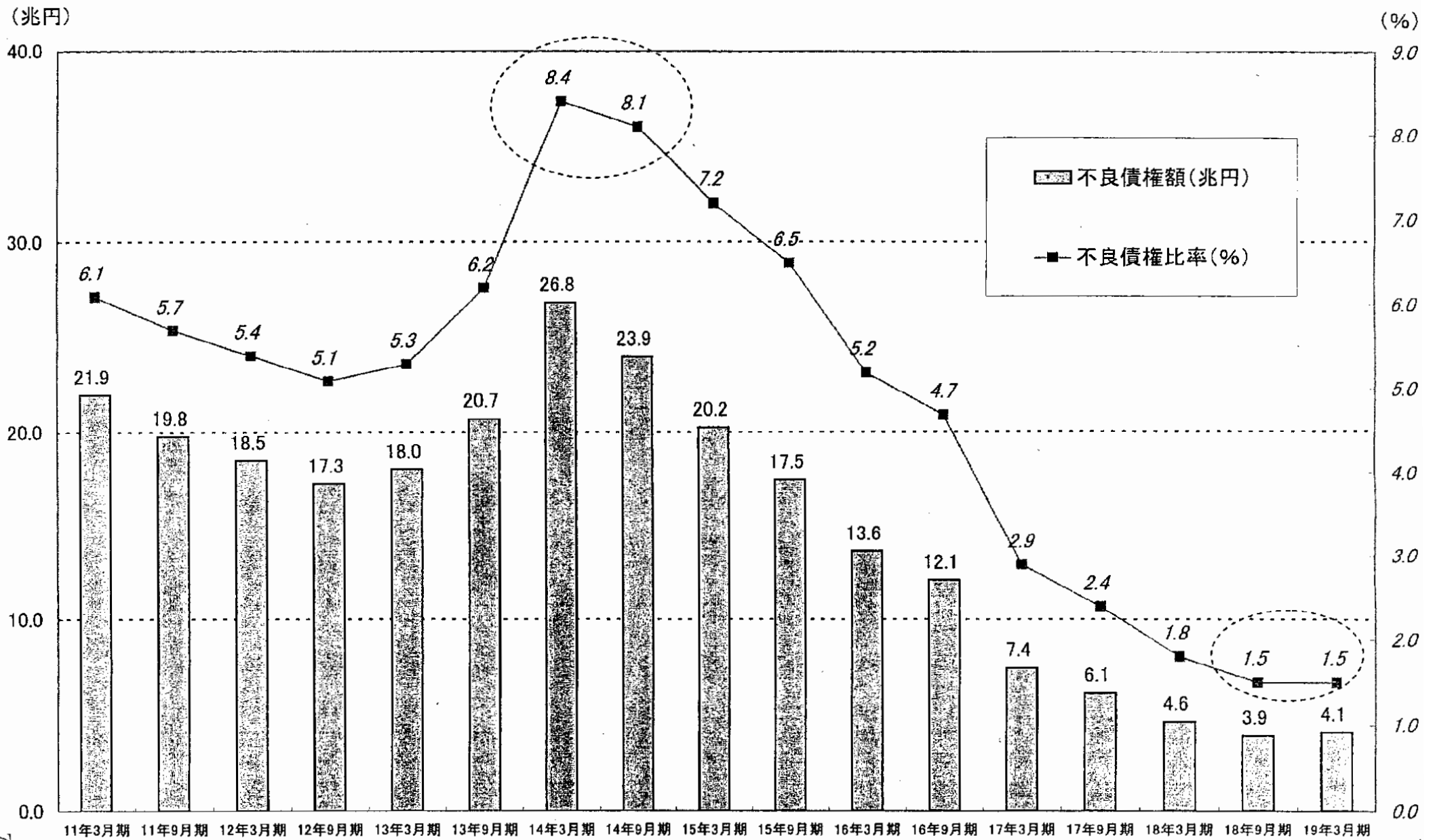


日経平均株価(月末終値)の推移

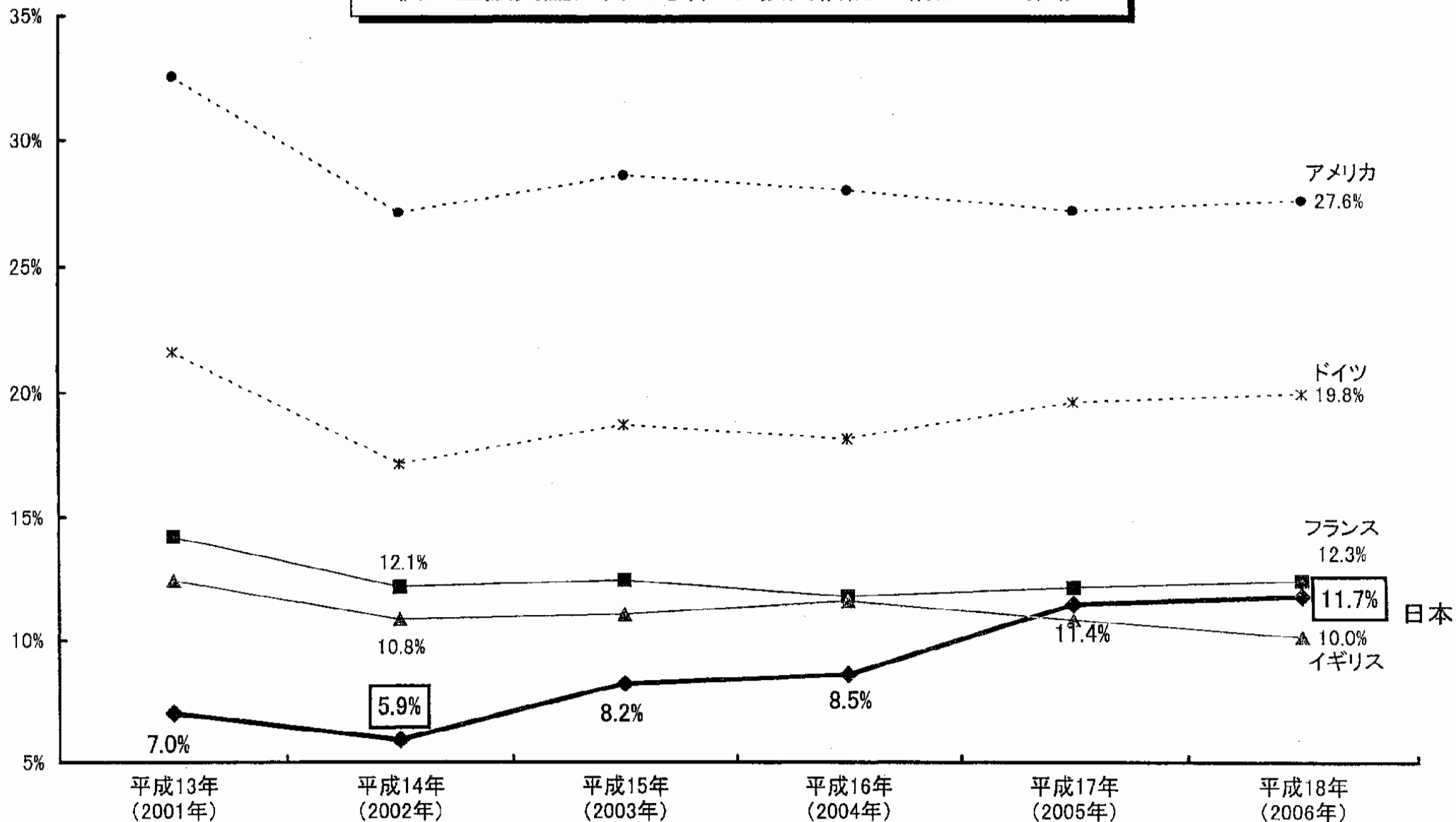
株価(円)



不良債権（金融再生法開示債権）の推移（主要行）



個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比の推移



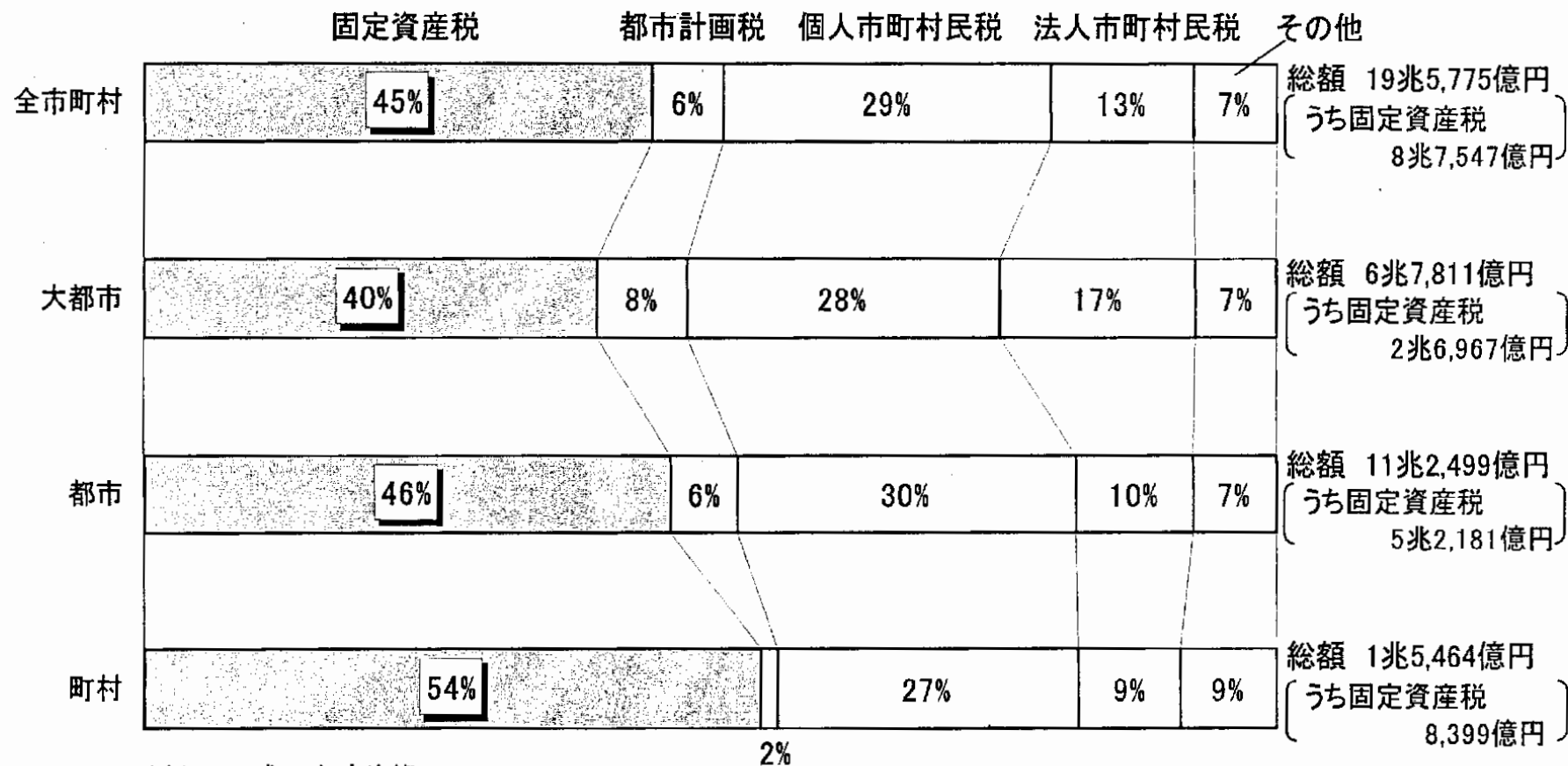
(注1) 日本は年度末ベース(3月末)、諸外国は年末ベース(12月末)の数値。

(注2) 「個人金融資産」とは家計の保有する金融資産であるが、アメリカ及びイギリス、ドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む。

(注3) 「株式」には原則、居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上している。ただし、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式を含む。

(出所) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、アメリカ: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "Financial Statistics"、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Financial Accounts 1991 to 2006"、フランス: Banque de France "Les Comptes Financiers Annuels"

市町村税収全体に占める固定資産税の割合



(注)1 平成17年度決算。

2 大都市は、政令指定都市(堺市を除く14市)及び東京都23区(都が徴収する分を含む)に係る税である。

3 四捨五入により計が一致しない場合がある。

主要国における法定資料制度の概要(個人)

未定稿

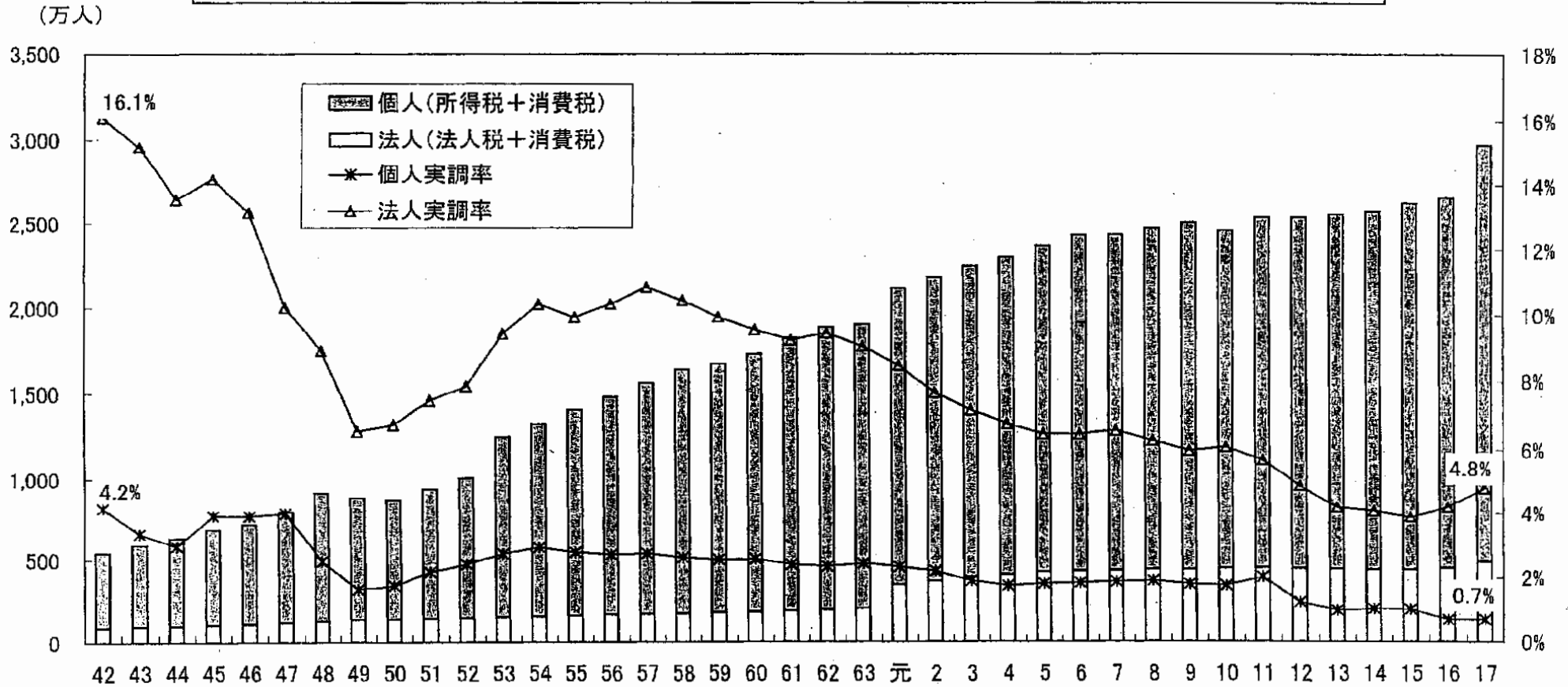
		アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス	日 本
納税者番号		○	○	×	×	×
フ 口 	金融所得					
	・ 利子	○	○	○	○	×
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
 	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	×	○	×	○
	国内送金、預金の入出金	○	×	×	×	×
	海外送金	○	×	×	×	○
				(但し、記録保存義務あり)		
ス ト ツ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	○	×	○	×
	・ 株式保有	×	×	○	×	×
 	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	○	×	○	○	×

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
 3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
 4. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(出所) 「諸外国における資料情報制度及び納税者番号の活用に関する調査」報告書(2007年3月)等

申告件数と実調率の推移

調査の困難性が増すとともに申告者数も増加する一方で、定員増加は困難な状況
 ⇒ 脱税に対する刑罰について、一般予防効果が十分に得られる水準とする必要



【参考】
 国税庁の定員
 (万人)

5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.4	5.4	5.5	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.6
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注1) 法人税は各事務年度(7月1日～6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月～3月)中に課税期間が終了したものに係る計数を計上。

(注2) 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。
 「個人実調率」は、実地調査(着眼調査を除く)の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したものの。

大口・悪質な脱税事例と告発件数の推移

○ 脱税事例

(単位：億円)

税目・業種・ 第一審判決日	脱税 所得	脱税額	懲役	悪質性	概要
法人税 (自動車関連製造) 18. 5. 23 (控訴審係属中)	28	10	3年(実刑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の関係会社を脱税スキームに利用 ○ 28億円に及ぶ脱税所得 	自動車関連の製造業を営む法人の元役員Aが、複数の関係会社に対し架空経費を計上し、よって得た資金で不動産を購入する等の方法により所得を秘匿し、3期にわたり28億円余りの所得について脱税した。
消費税 (鋼材輸出) 18. 9. 14 (確定)	—	2	3年(実刑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ インボイスを偽造して架空輸出免税売上を計上 ○ 査察調査後に海外逃亡 	鋼材輸出業を営んでいた法人の代表者Bが、架空の国内仕入を計上するとともに、インボイスを偽造し、架空の輸出免税売上を計上する方法により、4期にわたり不正に2億円余りの消費税の還付金を詐取した。
法人税 (ビル清掃等) 19. 3. 19 (控訴審係属中)	31	9	3年6月(実刑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 査察調査中に、新たに脱税 ○ 30億円余りに及ぶ脱税所得 	ビル清掃等を営む法人の代表者Cは、架空給与手当を計上し、よって得た資金を借名預金で留保する等の方法により所得を秘匿し、5期にわたり30億円余りの所得について脱税した。さらに、査察調査中も新たな脱税を行うなど常習的で反省の情がない。
相続税 (会社役員) 19. 3. 22 (控訴審係属中)	45	24	4年(実刑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続財産である預金等を匿名性の高いスイスの金融機関に秘匿 	会社役員であるDは、実父の死亡直前から、相続財産である預金及び有価証券をシンガポール等を経由してスイスの金融機関に送金し、45億円余りの相続財産を秘匿していた。
法人税 (貸金) 19. 4. 23 (控訴審係属中)	73	22	4年(実刑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大半の店舗につき、従業員名義等で貸金業を登録し、実態を偽装 ○ 70億円余りの脱税所得 	貸金業を営む法人の代表者Eは、サラ金店舗を全国展開し、巨額の利益を得ていたが、大半の店舗を従業員名義等で貸金業の登録をし、実態を偽装する等の方法により所得を秘匿し、4期にわたり得た利益のほとんどを申告せず、70億円余りの所得について脱税した。

○ 告発件数の推移

年度 項目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
告発件数	163	177	166	160	148	146	151	145	147	152	150	166
うち脱税額が3億円以上	28	29	27	32	24	22	26	26	21	17	16	17
うち脱税額が5億円以上	11	17	10	15	7	5	8	13	15	6	5	8

(注)脱税額には、加算税額を含む。

懲役刑が10年に引き上げられた経済犯罪の例

○ 金融商品取引法

・ 不公正取引、風説の流布等	3年 ⇒ 5年 (H9) ⇒ 10年 (H18)
・ 虚偽の情報開示	3年 ⇒ 5年 (H9) ⇒ 10年 (H18)

○ 知的財産権の侵害罪に対する罰則

・ 特許法	5年 ⇒ 10年 (H18)
・ 意匠法	3年 ⇒ 10年 (H18)
・ 商標法	5年 ⇒ 10年 (H18)

○ ヤミ金融に対する罰則の強化

・ 貸金業法 (無登録営業等)	3年 ⇒ 5年 (H15) ⇒ 10年 (H18)
・ 出資法 (著しい高金利の貸付)	3年 ⇒ 5年 (H15) ⇒ 10年 (H18)

【参考】 刑法

・ 詐欺罪	10年
-------	-----

(注) カッコ内は、改正年である。